

第1回令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会会議録

令和3年6月10日（木）10時20分～

委員長

それでは、定刻になりました。

会議に先立ちまして、お願いがございます。この会議は公開でございます。審議の内容につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきます。

それでは、これより第1回令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を始めます。

私は、本審議委員会委員長を務めさせていただくことになりました小池と申します。

不慣れではございますが、藤沢市の子どもたちのために、静ひつな環境の中で公正に審議委員会を運営してまいりたいと存じます。審議委員会の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、本審議委員会規則第4条第3項にのっとり、職務代理者として加藤委員を指名しております。加藤委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

加藤委員

採択審議委員会委員長、職務代理者として委員長より指名を受けましたので、務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

加藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本審議委員会の次第にのっとり進めさせていただきます。

次第2「会議録署名委員の指名」についてに入ります。「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」第7条に基づいて、会議録署名委員の指名をいたします。

署名委員として、委員長の私自身と、ほかに加藤委員を職務

代理者を兼ねて指名させていただきたいと思いますが、加藤委員、よろしいでしょうか。

加藤委員 承知いたしました。

委員長 ありがとうございます。それでは、会議録署名委員には、私と加藤委員ということでよろしくお願いをいたします。

次に、次第3「資料の説明」に入ります。事務局から資料についての説明をしていただきます。事務局、お願いをいたします。

事務局 それでは、資料の説明をさせていただきます。ホチキス留めの資料をご覧ください。

初めに、1ページ、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則ですが、これは本審議委員会の規則でございます。

3ページ、令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針ですが、これは本年度の教育委員会としての採択に関わる方針を定めた資料でございます。

5ページ、令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会委員名簿でございます。

6ページ、令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）でございます。

7ページ、令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について（通知）です。この中には、令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点が含まれております。これは、文部科学省の通知を受けまして県の選定審議会を通して県教育委員会が通知したもので、教科書の調査研究の観点等でございます。

次に、13ページ、教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）と、47ページ、令和4年度使用教科書の採択

事務処理について（通知）ですが、これは文部科学省より県に通知されました教科用図書採択に向けての方針でございます。

次に、綴じ以外の資料でございます。特別支援学校の学習指導要領ですが、これは学校の教育課程の中心となるもので、文部科学省が作成し、教科書編修の根幹に当たる資料でもあります。お手元に1冊ずつ配付させていただいております。また、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和4年度使用）がございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次に、次第4「教育長から審議委員会委員長への諮問」です。

教育長 それでは、去る令和3年5月21日の藤沢市教育委員会5月定例会におきまして、令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について、これを審議委員会に諮問することに決定をいたしましたので、その内容につきまして読み上げさせていただきます。

藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長 様

令和4年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について(諮問)

藤沢市教育委員会は2021年（令和3年）5月21日の教育委員会会議において「令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して、採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「令和4年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申してくださるよう、ここに諮問いたします。

2021年（令和3年）6月10日

藤沢市教育委員会 教育長 岩本将宏

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。委員の皆様には、これからのご審議をよろしく願いいたします。

それでは、次第5「議事」に入ります。

今年度の審議委員会の方針について、審議の都合上、あらかじめこちらで議案を用意してございます。

それでは、議案第1号、令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）について審議いたします。事務局に朗読をしていただきます。

それでは、お手元の議案をご覧ください。

事務局 それでは、朗読させていただきます。

議案第1号

令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）について

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1) 「令和4年度使用藤沢市教科用図書採択方針」に基づき審議する。
- (2) 「令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程

- ア 令和3年6月から7月にかけて令和4年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を2回行う。
- イ 第1回は、令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針について審議する。
- ウ 第2回は、令和4年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

3 提出させる資料

- (1) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (2) 教科書目録、特別支援学校教育要領・学習指導要領、令和4年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書見本、令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針（「令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む）を資料として使用する。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

 この議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。方針文が長いので、一つ一つ分けていきたいと思っております。

それでは、前文及び「1 基本的な考え方」についてまでは、いかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、ないようでしたら、次に、「2 審議委員会日程」についてはいかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では次に、「3 提出させる資料」については、いかがでしょうか。

各委員 なし。

委員長 ご意見、ご質問がないようでしたら、原案どおりということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、全体を通して、ほかにご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

各委員 なし。

委員長 では、ないようですので、この方針でよろしいかどうか、改めましてご承認いただけますでしょうか。

各委員 はい。

委員長 ありがとうございます。それでは、第1号議案、令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）につきましては承認されました。したがって、（案）の字をお取りください。

 ありがとうございます。

 それでは、実質審議を第2回審議委員会にて行います。各委員におかれましては、本日の資料を参考に次回の審議委員会までの準備をよろしくお願いをいたします。

 最後に、次第6、第2回審議委員会の開催日時でございますが、7月5日月曜日午前9時から、藤沢市役所7階、7-1、7-2会議室と考えておりますが、この日程でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 それでは、方針に従いまして、次回は、令和4年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

 事務局のほうから何か連絡はございますでしょうか。

事務局 委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

 後日、各校長から提出される特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書や、令和4年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の見本本をお示ししますので、次回の審議会までのご準備をよろしくお願いをいたします。また、審議委員の皆様には、審議における公正確保という点において、常に公正な立場でお願いいたします。

委員長 これもちまして第1回令和4年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

この会議の結果の記載に相違ないことを、確認する。

署名委員